

# 令和8年度

## 釜石大槌地区水門・陸閘電気設備保守点検業務委託特記仕様書

### 第1章 総 則

#### 第1条 適用範囲

本仕様書は、釜石大槌地区水門・陸閘電気設備保守点検業務委託に関して必要な事項を定める。

#### 第2条 業務目的

本業務は、対象となる電気設備（又は施設）が使用条件を考慮して十分機能を発揮し安全確実に履行できるよう点検及び整備を行うものである。

#### 第3条 一般事項

水門設備の点検・整備にあたっては、設計図書によるほか、次の基準・要領等に準拠するものとする。

- (1) 共通仕様書（Ⅰ～Ⅲ）岩手県県土整備部
- (2) 岩手県海岸保全施設等設計マニュアル（岩手県）
- (3) 遠隔操作監視設計マニュアル（岩手県）
- (4) 日本産業規格（J I S）
- (5) 日本電機工業会標準規格（J E M）
- (6) 電気規格調査会規格（J E C）
- (7) 内線規程
- (8) 電気通信施設点検業務共通仕様書（案）（国土交通省）
- (9) 電気通信施設点検基準（案）（国土交通省）
- (10) その他、関係法令規則

#### 第4条 点検対象施設

点検対象施設は、別表1によるものとする。

### 第2章 点 検

#### 第1条 目 的

点検の目的は、電気設備（又は施設）の偶発的損傷、構造的損傷及び経年的損傷などによる不良部分を発見することによる設備機能損失の未然防止のほか、計画的な整備・更新のために設備健全度や劣化傾向を把握し、修理・改善を行うための資料を得ることを目的とする。

#### 第2条 点検対象範囲

点検を行う電気設備（又は施設）は、安全周知設備、機械設備（水位計）及び電源設備とし、点検対象範囲は別表2によるものとする。

#### 第3条 点検内容

- 1 点検内容は、定期点検（1回/年）とし各点検について点検方法、測定箇所等を記入した点検要領を点検・整備業務計画書にて監督職員に提出するものとする。

- 2 点検は外部から目視による点検及び分解を伴う内部の目視点検のほか、端子の増し締め、点検用器具（絶縁抵抗計、接地抵抗、デジタルマルチメータ、クランプメータ等）を用いて点検するものとし点検項目等は点検表（様式1～4）による。
- 3 設備の機能維持のための清掃、調整、部品交換、修理等を行い、総合点検を実施するものとする。

#### 第4条 点検作業

受注者は、点検作業については次によるものとする。

- 1 電気設備（又は施設）の点検においては、事前に各設備の設置目的、使用環境、周辺状況、過去の故障・修理・改造・点検の履歴等、点検履行に必要な設備特性を考慮のうえ、履行しなければならない。
- 2 点検実施者は、点検に十分な知識と経験を有するものでなければならない。
- 3 点検にあたっては、事前に作業手順、作業工程について検討を行い、履行を行わなければならない。
- 4 点検においては外観等の状態を確認する箇所は十分な清掃を実施しなければならない。
- 5 点検は、各々の点検項目に基づき点検時に点検表に記入するものとし、項目毎に異常の有無を確認するものとする。
- 6 点検中、早急に修理又は改善を要する不良、不具合箇所等を発見した場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。
- 7 受注者は、整備終了後、設備が確実に機能を回復していることを総合点検によって確認しなければならない。
- 8 点検にあたっては、当該電気設備（又は施設）の機能面及び安全面の確認を行うものとし、改善及び対策が必要と思われる場合は、点検・整備業務報告書にて監督職員に報告するものとする。

#### 第5条 機械器具、測定器具等

- 1 点検に必要な仮設資材及び点検用器具（絶縁抵抗計、接地抵抗、デジタルマルチメータ、クランプメータ等）は、設計図書に示される条件に基づき、受注者の責任と費用負担により準備しなければならない。  
ただし、備えつけの特殊工具については、監督職員の承諾を得て使用できるものとする。
- 2 点検において、作業場所に建設機械を配置する場合は、作業性、安全性に十分留意し配置するものとする。

### 第3章 点検記録の作成

#### 第1条 点検記録

- 1 受注者は、点検記録の作成にあたっては、水門・陸閘の種別ごとの点検項目に基づき、設備・機器の状況変化や経過等が把握できるよう、点検結果の記録を整理作成するものとする。
- 2 受注者は、点検及び整備の結果、不具合箇所があった場合は、当該箇所の状態、原因、処置方法もしくは改善方法を取りまとめ、点検整備詳細報告書（様式2）に写真等現場状況を確認出来る資料を添付のうえ、報告するものとする。
- 3 点検表は必要に応じて項目を削除または追加することができるものとする。

## 第2条 提出書類

受注者は点検後及び整備を実施した場合は、以下により報告書を作成のうえ監督職員に提出するものとする。

- 1 点検整備総括表（様式1）
- 2 点検整備詳細報告書（様式2）
- 3 点検記録表（様式3）
- 4 測定記録等詳細報告書（様式4）

## 第4章 特記事項

### 第1条 部品調達

点検の結果、整備が必要と判断される場合は、監督職員と協議のうえ決定するものとし、応急措置・復旧に要する部品等の調達についても同様とする。ただし、予備品等が存在する部品は発注者から支給するものとする。

なお、受注者が調達した部品等の費用は本業務で対応するものとする。

### 第2条 その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別表 1

## 水門

	大槌川水門	小槌川水門	鵜住居川水門
場所	上閉伊郡大槌町新港町	上閉伊郡大槌町小槌	釜石市鵜住居町
防潮堤高さ	T. P. +14. 50m	T. P. +14. 50m	T. P. +14. 50m
門数	4 門	3 門	5 門
開閉方式	電動ワイヤーロープウインチ式	電動ワイヤーロープウインチ式	電動ワイヤーロープウインチ式
扉体幅	32. 00m	25. 50m	32. 00m
扉体高	5. 65m	3. 81m	5. 17m
水位計	圧力式 2 台 型式:SL-710C	圧力式 2 台 型式:SL-710	圧力式 2 台 型式:SL-710

	片岸海岸樋門	甲子川水門	須賀水門
場所	釜石市片岸町	釜石市嬉石町	釜石市港町
防潮堤高さ	T. P. +14. 50m	T. P. +6. 10m	T. P. +6. 10m
門数	1 門	4 門	1 門
開閉方式	電動ラック式	電動ワイヤーロープウインチ式	電動ラック式
扉体幅	4. 20m	26. 00m	8. 00m
扉体高	1. 70m	5. 87m	2. 10m
水位計	音波式 2 台 型式:FMR51	圧力式 2 台 型式: SL-710	音波式 2 台 型式:FMR51

	小白浜水門
場所	釜石市唐丹町
防潮堤高さ	T. P. +14. 50m
門数	2 門
開閉方式	電動ワイヤーロープウインチ式
扉体幅	16. 50m
扉体高	3. 80m
水位計	圧力式 2 台 型式:PLS

## 陸閘

	小白浜陸閘	須賀 1 号陸閘	須賀 2 号陸閘	須賀 3 号陸閘
場所	釜石市唐丹町	釜石市港町 (日本製鉄構内)		
防潮堤高さ	T. P. +14. 50m	T. P. +6. 10m	T. P. +6. 10m	T. P. +6. 10m
開閉方式	電動片開きスイング式	電動車輪走行式		
扉体幅	7. 20m	18. 00m	15. 00m	11. 00m
扉体高	5. 25m	4. 80m	4. 60m	4. 72m

	須賀 4 号陸閘	須賀 5 号陸閘	須賀 6 号陸閘	須賀 7 号陸閘
場所	釜石市港町			
防潮堤高さ	T. P. +6. 10m			
開閉方式	電動車輪走行式			
扉体幅	10. 00m	7. 00m	10. 00m	15. 00m
扉体高	4. 10m	4. 17m	4. 20m	3. 90m

別表 2

設備区分	細別	点検頻度	点検項目
安全周知設備	安全周知制御盤 回転灯 スピーカ サイレン サイレン制御盤 遮断機 電光表示板	1年に1回	<ul style="list-style-type: none"><li>・巡視で把握できない箇所の異常の有無</li><li>・軽微な手入れ清掃</li><li>・動作試験</li></ul>
機械設備	水位計	1年に1回	<ul style="list-style-type: none"><li>・亀裂、磨耗、たわみ、変形、腐食、取付ボルトの緩み等の点検</li><li>・各種計測</li><li>・開度計、水位計の指示点検</li><li>・動作試験</li><li>・清掃</li></ul>
電源設備	無停電電源装置 直流電源装置	1年に1回	<ul style="list-style-type: none"><li>・巡視で把握できない箇所の異常の有無</li><li>・軽微な手入れ清掃</li><li>・測定試験（蓄電池電圧、温度測定）</li></ul>